

金融商品勧誘方針

ビットリアルティ株式会社

ビットリアルティ株式会社（以下「当社」といいます。）は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第9条の規定に基づき、以下のとおり金融商品の勧誘に際して遵守すべき事項を定め、もってお客様に対して適正な勧誘を行います。

1. 勧誘の対象となるお客様の知識、経験、財産の状況及び金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項
 - ・当社は、お客様の知識、経験及び財産の状況並びにお客様の投資目的を把握したうえで、これらの事項に照らし、お客様に適合した金融商品の勧誘に努めます。
 - ・当社は、お客様に対して勧誘を行うに際しては、投資対象、運用内容又はそのリスクについて、適切な説明を行うよう努めます。
2. 勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となるお客様に対し配慮すべき事項
 - ・当社は、勧誘を行うに際しては、お客様の信頼の確保を第一に考え、断定的な判断を申し上げ、又は事実と異なる情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行わないものとします。
 - ・当社は、お客様を直接訪問し、又は直接架電するといった方法による勧誘は行いません。
3. 上記1・2のほか、勧誘の適正の確保に関する事項
 - ・当社は、「金融商品取引法」、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」その他関連する諸法令・諸規則等を遵守し、お客様への勧誘の適性が確保されるよう、体制の整備に努めてまいります。
 - ・当社の役職員は、お客様のご期待に沿えるよう、専門知識の向上とサービスの充実に努めてまいります。

以上

2018年5月31日制定

2021年11月1日改定

2024年2月27日改定